

長 建 協 発 第 2 2 号
平成 2 2 年 4 月 1 9 日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

改正土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更時の届出について（お知らせ）

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、土壤汚染対策法は「土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する」ことを目的として平成15年2月15日に施行されました。

その後、全国的に法に基づかない土壤汚染の発見等の課題が明らかとなり、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（改正土壤汚染対策法）が平成22年4月1日に施行されました。

特に建設業関係機関においては、改正法第4条に「一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更の届出」を工事着工の30日前までに都道府県知事（長崎市、佐世保市にあつては各市長）あてに行わなければならないと規定されております。また、当該土地において土壤汚染のおそれがあると判断された場合、土壤汚染状況調査命令が発出されます。

つきましては、標記について、別添のとおり会員専用ホームページに掲載いたしましたのでお知らせ申し上げます。

☆ お問い合わせ先

長崎県環境部環境政策課 環境監視班 担当：本多

TEL 095-895-2356

FAX 095-895-2566